

土地使用貸借契約書

貸主 小山市長 船岡 幸 (以下「甲」という。) と借主 栃木県 知事 渡辺 文雄
(以下「乙」という。) との間に土地の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

(貸借物件)

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地(別添図示)を乙に貸与し、乙はこれを甲から借用する。なお支障物件については乙が工事の際に処理するものとする。

(貸借使用料)

第2条 貸借料は無償とする。

(貸借期間)

第3条 貸借期間は平成 4 年 9 月 1 日から次条に定める使用目的が終了した日までとする。

(貸借目的)

第4条 乙は末尾記載の土地急傾斜地崩壊防止施設の敷地として使用するものとする。

(買取請求の禁止)

第5条 甲は乙に対して将来にわたり、当該土地の買取りを請求しないものとする。

(譲渡等について通知)

第6条 甲は末尾記載の土地を第三者に譲渡し又は貸与し、若しくは担保の目的に供する場合は乙に事前に通知するものとする。

(継承の義務)

第7条 甲は末尾記載の土地の所有権を移転しようとするときは本契約に基づく義務を甲の責任において継承させるものとする。

(公租公課の負担)

第8条 甲は末尾記載の土地にかかる公租公課を負担するものとする。

(維持管理)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって急傾斜地崩壊防止施設の維持管理に努めるとともに、天災その他甲の責に帰することのできない事由により、当該施設が破壊又は破損し、災害の発生するおそれが生じた場合は乙の責任においてすみやかに修繕等を行ない災害防止に万全を期するものとする。

(費用負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

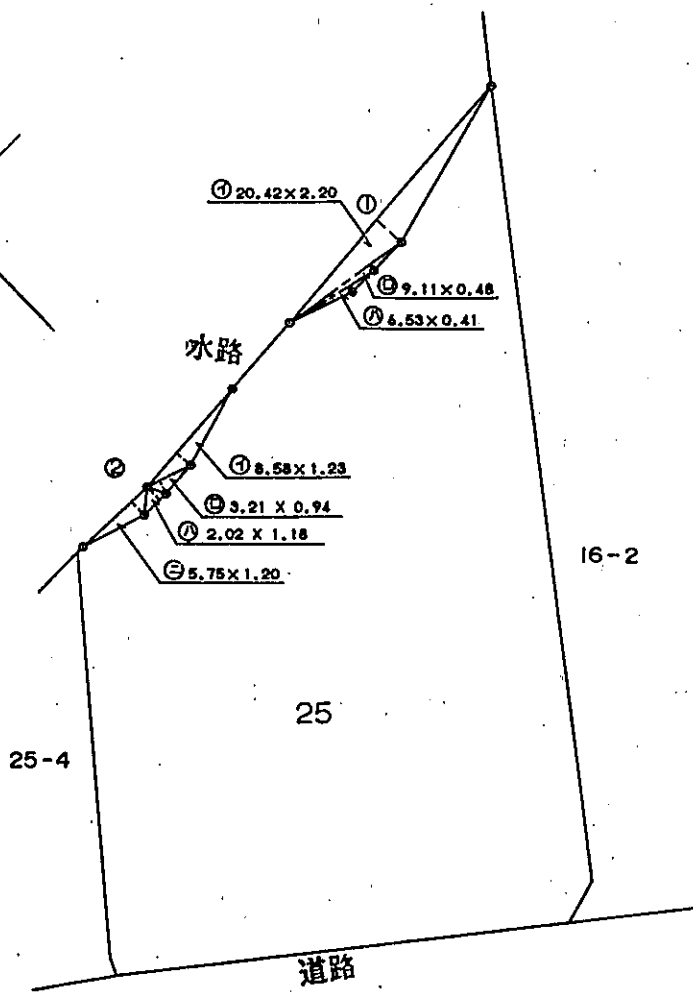
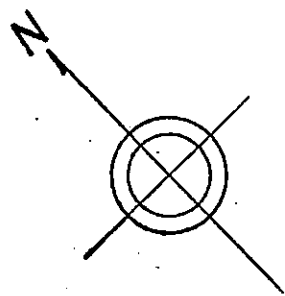
(紛争の処理)

第11条 末尾記載の土地にかかる所有権等の権利関係について第三者との間において紛争

地番	25
----	----

地積測量図

土地の所在	小山市八幡町1丁目
-------	-----------



申請人		縮尺	1/500
-----	--	----	-------